

社会福祉法人養父市社会福祉協議会
福祉用具貸出事業実施要綱

平成 16 年 7 月 1 日制定
平成 18 年 6 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者（児）や虚弱高齢者等に介護用ベッド・車いす等（以下「福祉用具」という。）の貸出しを行うことにより、本人の健康増進と家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(利用者)

第3条 利用者は、養父市に在住し、福祉用具の利用が必要な次の各号に該当する者とする。

- (1) 要介護認定で要支援1、要支援2及び要介護1と認定された人（福祉用具貸与例外給付対象者は除く）
- (2) 身体障害者手帳を所持している人
- (3) 歩行障害または内部障害等の理由により、福祉用具の貸付を必要とする人
- (4) その他、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた人

(利用の申請及び決定)

第4条 利用を希望する者は、福祉用具利用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(福祉用具の故障及び故障に伴う賠償)

第5条 消耗的な故障による修理費は、利用者の申し出により本会が負担する。その他の故障は、利用者が実費を弁償しなければならない。

- 2 利用者は、福祉用具の利用に際して極力貸出時の状態を保つよう心がけなければならない。
- 3 利用者は、福祉用具の利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を本会に対して行使しないものとする。

(貸出料金)

第6条 貸出料金は以下のとおりとする。今後この料金は利用者に事前に通知し変更する場合がある。

- (1) 介護用電動ベッド 月額 1,500 円。利用料金とは別に返却時、消毒にかかる費用として 3,000 円を支払うものとする。
- (2) 車いす 無 料
- (3) 松葉杖 無 料

(4) その他 無 料

(5) 搬入・搬出料（介護用電動ベッドのみ）1回 1,000円

2 利用者または申請者は、前項の福祉用具を利用した場合、利用料金を指定口座からの自動振替で次月にまとめて支払うものとする。

（福祉用具の返還）

第7条 福祉用具の利用者は、次の各号に該当する場合、福祉用具を返還しなければならない。

(1) 他市町へ転出するとき。

(2) 福祉用具の利用を中止するとき。

(3) 福祉用具を損傷したとき。

(4) 介護認定審査会において要介護2以上と認定されたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（貸出料金に関する経過措置）

平成29年3月31日以前の利用者は改正前の要綱を適用する。